

第2章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

犬山市では、誰もが住みなれた地域や家庭で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障害者の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権を目指すという「リハビリテーション」の理念の2つを基本理念として踏まえ、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが穏やかに暮らしていける地域社会の構築を目指すことを理念とした「犬山市障害者基本計画」を策定しています。

障害福祉計画は、この理念を継承し、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関して平成23年度までに達成すべき目標を見据えた上で、個々の事業の目標達成に向けて取り組んでいくこととします。

また、「犬山市障害者基本計画」のキャッチフレーズである「誰もが地域であんきに暮らせるまち犬山」を目指し、市民と協働して事業の推進を図っていくこととします。

2 計画の基本方針

自己選択、自己決定により必要なサービスを楽しむことができる仕組みづくり

障害のある人やその家族が安心して地域生活を送るためには、いつでも必要なときに、必要なサービスを受けることができる保障が重要です。サービスの量的な整備を図るとともに、的確にサービスを提供できる仕組みを構築します。

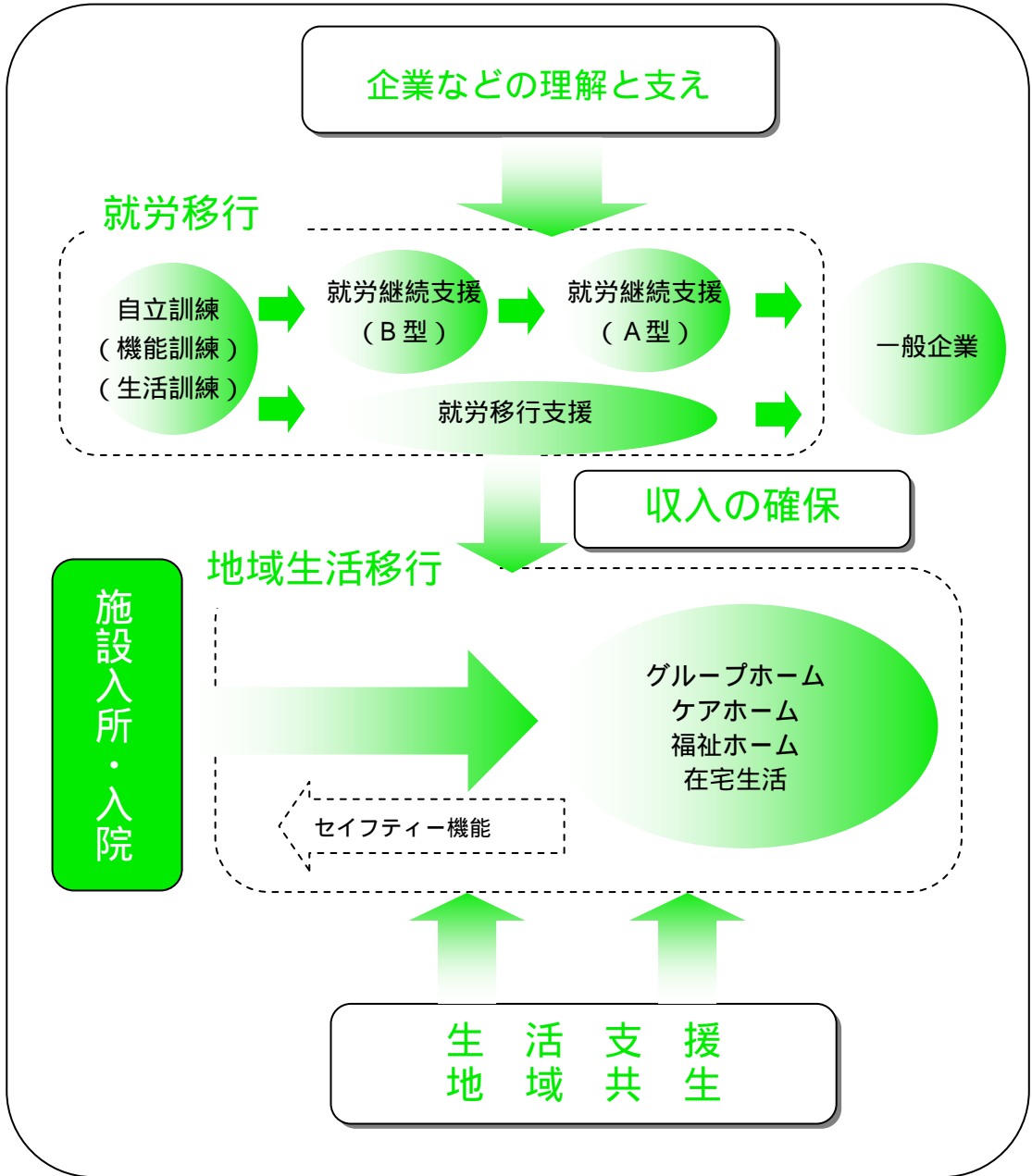
居住、生活、経済活動の総合的な支援による自立の実現

グループホームへ入居するなど地域生活を実現するためには、就労による経済的裏付けが必要となり、就労を継続するためには生活基盤の確立が必要です。一人ひとりのニーズに応じ生活支援と就労支援を一体的に提供します。

地域包括ケアネットワークの実現

施設などから地域生活への移行や一般就労を一層進めるためには、サービスの提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを構築することが重要です。市民・企業・NPO法人・ボランティアを含めた裾野が広く層が厚い支援のネットワークを構築します。

生活支援と就労支援の一体的提供



3 計画の推進体制

計画の策定にあたっては、障害者自身の参加を図り、意見、要望を反映させるため、「犬山市障害者支援に関するアンケート調査」を実施しました。

このほか、市内の障害者関連団体からの意見・要望をヒアリングシートにより聴取するとともに、犬山市の障害者が利用している障害者支援施設や障害福祉サービス事業者に平成23年までの移行調査を実施しました。

また、策定機関として、障害者団体の代表、医療・教育・福祉等に従事する専門家、学識経験者等による「犬山市障害者計画推進委員会」を設置し、計画を策定しました。

アンケート調査
ヒアリング調査
サービス利用実績
第1期計画の検証



障害者計画推進委員会

関係団体の代表、医療、教育、福祉等に従事する専門家、学識経験者により構成し、計画策定にあたっての検討、提言を行う。

